

指定部品装着による幅の取扱いの変更について

自動車に装着される指定部品について取扱いを見直し、令和8年1月から、指定部品を装着した状態で、全幅が±2cmを超えた場合でも保安基準に適合していれば、幅を変更する手続きを不要とします。

<指定部品>

1. 空気流を調整等するための部品

フェンダー・スカート、ピックアップ・トラック・ランニングボード、その他のエアロパーツ類

2. 手荷物等を運搬する部品

ルーフ・ラック、その他ラック類

3. その他の部品

キャンピングカー用日除け、バンパー・ガード、カバー類、バイザー類、グリル・ガード、バンパープッシュ・バー、ドア等プロテクター、水／泥はねよけ、アンテナ、グラフィック・パッケージ／テープ・ストリップ・キット、ボディー・サイド・モールディング、コーナー・ポール、コーナー等のセンサー、任意灯火器類

※ 回転部分の突出を防止することを目的としてフェンダー付近に装着する部品（通称：オーバーフェンダー）を除く。

ピックアップ・トラック・ランニングボード



水／泥はねよけ



※上記に記載されていない指定部品は個別にご相談ください。



国土交通省 北海道運輸局

TEL:011-290-2753